

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 1. 手配旅行契約

(1)当旅行は株式会社大阪旅行(大阪市東淀川区淡路4-5-16、大阪府知事登録旅行業第3-3183号)が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2)旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。

(3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

(4)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)をお支払いいただきます。

## 2. 契約の成立

(1)当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記金額の申込金を添えてお申し込みいただきます。この申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

(3)当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。

(4)当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約(企画手配旅行契約を除きます。)であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

## 3. 旅行代金

(1)「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消料金を除きます。)をいいます。

(2)旅行代金(旅行代金から申込金を差し引いた額)は旅行開始日を基準として2週間前の同曜日(当落日)より前に、当社の指定した方法によってお支払いいただきます。

(3)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

(4)ベックス航空券等で、ご予約からチケットの発券までに日数の制約がある場合においては、旅行代金の全額をお申込み時にお支払い頂く場合がございます。

## 4. 旅行取扱料金

当社はおお客様のご旅行のお取り扱いに際し、次の旅行取扱手数料を申し受けます。

(1)宿泊手配によるホテル券のお取り扱い…1枚につき550円

(2)航空券・鉄道・船舶・レンタカー等の船車券の各単独のお取り扱いについて…1枚につき550円

(3)航空券・鉄道・船舶・レンタカー等の船車券の複数のお取り扱いについて…合計金額の4%

(上限11,000円)

(4)ホテル券並びに航空券・鉄道・船舶・レンタカー等の船車券の変更手続について…1件につき550円

※航空会社等各運輸機関の変更手数料が必要な場合は、別途実費を加算して頂きます。

(5)ホテル券並びに航空券・鉄道・船舶・レンタカー等の取消手続について…1件につき550円

※航空会社等各運輸機関の変更手数料が必要な場合は、別途実費を加算して頂きます。

(6)お見積・旅程表の作成…1枚につき3,300円

(7)旅券申請書類作成料…1件につき3,850円

(8)旅券代理申請料…1件につき5,500円

(9)訪問先国へのビザ(査証)申請料(書類作成料含む)…お一人様1国につき4,400円

※当該国へ支払う査証料、期間延長ビザや、緊急申請等の場合の追加費用を申し受けます。

(10)査証免除となる場合の関係書類並びに渡航先の出入国書類作成料…1国につき2,200円

## 5. 契約の変更

(1)お客様は当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。

(2)お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様には、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に関する費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手続料金をお支払いいただきます。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

## 6. 契約の解除

(1)お客様による任意解除

お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消料・違約料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。

(2)お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消料・違約料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。

(3)当社の責に帰すべき事由による解除

お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻します。

## 7. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社は責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生

ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

2. 航空機の遅延・ストライキ、過剰予約受付(オーバーブッキング)等により出発便が取り消され、または搭乗を拒否された場合。

3. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

4. 海外旅行で、お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時刻の確認を怠ったために、予約をキャンセル航空券が無効になった場合。

5. お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。

6. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

7. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

8. お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。

9. 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

10. 自由行動中の事故

11. 食中毒

その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害について、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

## 8. その他

その他の事項につきましては、当社「旅行業約款(手配旅行契約の部)」によります。また、施設の取消料につきましては、各施設の宿泊約款が適用されます。

大阪府知事登録旅行業第584号



株式会社 大阪旅行

〒533-0032 大阪市東淀川区淡路4-5-16  
TEL(06)6325-1111 FAX(06)6326-0515